

日韓協力の新たな課題⁽¹⁾

伊豆見 元

(静岡県立大学)

はじめに

2002年6月30日、アジアで初めて開催され、かつ日韓両国が共催するという前例のない形態をとったサッカーのワールドカップ大会が、1ヵ月の日程を差なく終えて閉幕した。幸いにして、日韓両国は共に予選リーグを突破し、しかも韓国は準決勝に駒を進めるという快挙を成し遂げた。その一点をもってしても、今回のワールドカップ共催は成功であったと断じても問題はあるまい。日本を遥かに上廻る成績を収めた韓国が、今後は精神的な余裕をもって日韓関係に取り組み得る素地が確実に生じたと考えられるからである。

かりに、結果が逆であった場合の状況を想像してみるがよい。アジアのサッカー強国としてのプライドを傷つけられた韓国は、冷静に日本との関係を構築してゆくことに、様々な拘束を課せられることになったものと思われる。そうした予想される困難から逃れることができた点だけをとっても、われわれは韓国の躍進を多とする必要がある。

ともあれ、今回のワールドカップ共催は、スポーツ文化面における日韓間の交流と協力が一段高い次元に入ったことを強く印象づけることになった。もっとも、われわれはその段階に満足することなく、別の分野にかんしても協力関係をより進展させるための努力を重ねるべきであろう。わたくしは、とくに安全保障面での協力を積極的に進めることができ、いま日韓両国には強く求められていると考えている。日韓間の協力関係のなかで、その点こそが最も遅れた分野だと位置づけられるからである。

以下では、主としてその課題に焦点を当てて検討を試みることにしたい。

1. 1998年「日韓共同宣言」の意義

いま改めて振り返ってみても、1998年10月7日から10日にかけての金大中大統領の訪日は、日韓関係にとってきわめて意義深いものであったと思われる。このとき開催された首脳会談の結果を受けて、10月8日に、小渕恵三総理（当時）と金大中大統領は、「1965年の国交正常化以来築かれてきた両国間の緊密な友好協力関係をより高い次元に発展させ、21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップを構築するとの共通の決意を宣言した」⁽²⁾からである。まさに、「未来志向の日韓関係」が高らかに謳いあげられたと言ってよい。

この「日韓共同宣言」において、まず両国首脳は、「日韓両国が21世紀の確固たる善隣友好協力関係を構築していくためには、両国が過去を直視し相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要であることにつき意見の一致をみた」。未来を語るためにには、過去の直視が不可欠であることを、両首脳は再確認したのである。

これまで、1910年から45年にかけての日本の植民地支配にたいする日韓両国の認識の差は、つねづね両国関係の軋轢の原因をなしてきた。日本には、日韓関係を考えるさい過去の歴史に重きを置かぬ傾向があり、一方の韓国は、将来の両国関係を構想するにあたっても過去の歴史にこだわることが多かった。さらに、韓国には、日本の謝罪は十分ではなく、しかも日本は過去を正当化しようとしているのではないかという不信感が強く、日本には「幾度謝罪すれば納得してもらえるのか」という度重なる韓国の要請に辟易する雰囲気も漂っていた。

こうして、日本には「過去を等閑に付す」傾向

が強く、韓国には「過去に固執する」傾向が強いが故に、戦後の日韓関係はしばしばトラブルに見舞われることになったのである。1965年に国交を樹立するまで、その交渉に13年余りの歳月を費やしたのも、日韓間に存在する認識のギャップが大いに影響していたし、関係正常化後も、歴史認識の食い違いに起因する関係の悪化が度々繰り返されてきた。

1998年10月の「日韓共同宣言」は、以上のように綿々と続いてきた流れに終止符を打とうとする両国首脳の決意を明確にするものであったと捉えられるであろう。小渕総理は、日本の植民地支配にたいして「痛切な反省と心からのお詫び」を述べ、金大中大統領は、それを「真摯に受け止め評価する」と同時に、日韓両国が「過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためお互に努力することが時代の要請である」と応えたのである。

このときの日韓の合意は、「過去を等閑に付す」日本と「過去に固執する」韓国という既存の構造はそのままに、新たな「未来志向的関係の発展」という課題を設けることによって「不幸な歴史を乗り越えよう」とするところに眼目があったと見ることが出来る。実際、1998年10月の「日韓共同宣言」は、「新たな日韓パートナーシップ」をかたちづくる内容に満ち満ちていた。すなわち、日韓両国は、「両国間の関係を政治、安全保障、経済及び人的・文化交流の幅広い分野において均衡のとれたより高次元の協力関係に発展させていく」ことに合意し、また、「両国のパートナーシップを、単に2国間の次元にとどまらず、アジア太平洋地域更には国際社会全体の平和と繁栄のために、また、個人の人権が尊重される豊かな生活と住み良い地球環境を目指す様々な試みにおいて」前進させてゆくことについても合意したのである。そして、そのようなパートナーシップを具体的に実施してゆくために、共同宣言に付属する「行動計画」⁽³⁾も日韓両国は作成した。まさに、画期的な合意であったと評価すべきであろう。

「行動計画」には、①両国の対話チャンネルの拡充、②国際社会の平和と安全のための協力、③経

済面での協力関係強化、④地球的規模問題にかんする協力強化、⑤国民交流および文化交流の増進——の5項目が盛り込まれた。

なかでも注目されるのが、第2項目の「国際社会の平和と安全のための協力」である。そこには、「国連における協力」「軍縮および不拡散問題における協力」「日韓安全保障対話」「日韓防衛交流」「多国間の地域安全保障対話における協力」「南北関係の改善および朝鮮半島の平和と安定の維持のための協力」「対北朝鮮政策にかんする日韓政策協議の強化」「北朝鮮の核兵器開発抑止のための協力」「アジア・欧州連合（ASEM）における協力」という9つの具体的課題が挙げられた。

こうして日韓両国が、安全保障の分野でも協力関係を発展させ、また、「2国間」の協力にとどまらず、「地域的」な問題、そして「全地球的」な問題についても積極的に協力を進めようすることは、「重層的な協力関係」に基づく全く新しい次元での日韓関係の構築を意味する。これまで、歴史問題をめぐり幾度も反目と対立の歴史を繰り返してきたことを想えば、隔世の感を否めないとこころであろう。もっとも、「全く新しい次元での日韓関係」が一朝一夕に成り立ち得るものでもない。地道な努力の積み重ねのうえに、多くの時間を費やしてこそ漸く実現が可能となるのは当然のことである。実際、2001年の日韓関係の展開は、あらためてその点をわれわれに深く認識させることになった。

歴史教科書問題をはじめとして、小泉総理の靖国神社参拝、北方四島周辺水域における韓国漁船の操業問題などが政治問題化したことにより、2001年の日韓関係は緊張と停滞の年になったからである。とくに、歴史教科書問題は、1998年10月の「日韓共同宣言」をもって両国間の過去の問題に一区切りがつけられたとの印象を一挙に覆すことになった。2001年4月に発表された日本の中学校歴史教科書の検定結果にたいして韓国政府は再修正を要求し、日本側が一部訂正を通告したにも拘わらずそれを不十分だと撥ねつけ、「日本文化開放」の追加措置の中止などの措置を採ったのである。

日韓両国は、こうして21世紀に向けた「新た

なパートナーシップ」の構築を目指して歩み出したものの、早くも 2 年後には歴史認識のギャップによって壁にぶつかることになった。それを乗り越えるうえで、重要な役割を果たしたのが、今回のワールドカップ共催である。もちろん、2001 年 10 月 15 日の小泉総理訪韓、同月 20 日の上海における APEC 首脳会議のさいの日韓首脳会談、そして 2002 年 3 月の小泉総理の再度の訪韓を通じ、日韓関係は修復に向かい、種々の具体的な協力を着実に進めてゆくことについても再確認された。

だが、「未来志向の日韓関係」へと軌道を大きく修正するには、やはり 2002 年 5 月から 6 月にかけて日韓両国で開催されたワールドカップ大会が不可欠であったと思われる。アジアで初めて「ベスト・フォー」に名を連ねた韓国の躍進は、それを歓迎する多くの日本人の対応とも相俟って、さまざまな分野に及ぶ具体的な協力の課題に、日韓両国がふたたびチャレンジするための重要な原動力を提供することになったと言えよう。

2. 「南北非核化共同宣言」の完全履行

すでに述べたように、1998 年 10 月 8 日に、小渕総理と金大中大統領との間で発せられた「日韓共同宣言——21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」のひとつ重要な合意は、日韓両国が国際社会の平和と安全のために積極的に協力してゆくことにあった。それから 4 年近くの歳月を経たが、「平和と安全のための協力」は未だ道半ばというのが実情である。しかし、ワールドカップ大会を成功裡に共催することによって強固な協力関係の基礎を形作ることが出来たいま、日韓両国は、「安全保障面での協力」という容易ならざる課題にたいしても、ようやく本腰を入れて取り組み得る機会を得たと考えるべきであろう。

とりわけ重要なのは、「付属書」に盛り込まれた以下の項目である。「両国は、北朝鮮の核不拡散条約（NPT）、IAEA〔国際原子力機関〕保障措置協定等の義務の履行を引き続き促すとともに、北朝鮮が包括的核実験禁止条約（CTBT）及び化学兵器禁止条約（CWC）を締結するよう促し

ていく」。

「9・11」（米国にたいする同時多発テロ攻撃事件）以降の状況変化を踏まえるならば、日韓両国は、以上のなかでも北朝鮮にたいして CWC の締結をとくに強く求めるべきだろう。北朝鮮の化学兵器が、国際テロリストの手に渡ることを阻止する必要性は、これまでにもなく高まっている。われわれに拱手傍観が許されるわけはない。しかも、かりに今後南北間に軍事的緊張緩和の措置も採られるようになるのであれば、北朝鮮が CWC を締結することは必須の条件となる。それは、38 度線沿いに集中展開されている重火器を北側に後退させる措置と並んで、北朝鮮の「対ソウル攻撃力」の縮減を意味するきわめて象徴的な意味を持つからである。

もちろん、CWC が「検証」（verification）を義務づけているだけに、北朝鮮の姿勢は否定的であり続けるであろう。それでもなお、日韓両国は直ちにピョンヤンにたいして CWC の締結を声を大にして促すべきである。そうした努力を怠るならば、日韓両国は北朝鮮の化学兵器開発を真剣に憂慮していない、との誤解を彼らに与えかねない。とくに日本には、CWC の締結を日朝国交正常化の「前提条件」として明示することも求められていると思われる。

また、1998 年 10 月の「日韓共同宣言」は、「両国は、北東アジア地域における大量破壊兵器及びその運搬手段であるミサイルの拡散が同地域の平和と安定にとって極めて憂慮すべきものであるとの共通認識の下で、その解消のための両国間の協力をより一層強化していく」と謳いあげていた。この点もまた、改めて日韓両国があいだで確認しておくべきであろう。

すでに「日韓共同宣言」発表から 4 年の歳月が流れようとしていることを想えば、この点にかんする日韓両国民の関心をあらためて喚起すべきことの必要性が、痛感されると言ってよい。「北東アジア地域における大量破壊兵器及びその運搬手段であるミサイルの拡散」の可能性が厳然と存在しているにもかかわらず、この問題は、日韓両国民の関心の対象から次第に外れつつあるからである。また、ワールドカップ大会が成功裡のうちに

終了したいま、日韓関係の進展は、文化面やスポーツ面での交流のみによって支えられるものではないことを、日韓双方の国民が理解するうえでも、それは重大な意味をもつことになる。

まず日韓両国が具体的に取り組まねばならぬ課題は、1992年に発効した「朝鮮半島の非核化にかんする南北朝鮮共同宣言」(非核化共同宣言)を完全履行へと導く方途を探ることであろう。少なくとも日本は、南北双方にたいして、「非核化共同宣言」の完全履行に向けての真剣な努力を直ちに開始すべきであることを、深く認識させねばならない。なぜならば、北朝鮮の「核ミサイル」保有(すなわち北朝鮮自らの手による核兵器の小型弾頭化と、他国から完成された小型核弾頭入手すること)を阻止するためには、「非核化共同宣言」の完全履行が必要不可欠な措置となるからである。

1992年2月に発効したこの共同宣言は、「核兵器の試験(実験)、製造、生産、接受(取得)、保有(所有)、貯蔵、配備、使用」を禁じており、「核再処理施設とウラニウム濃縮施設」の保有も放棄していることから、かりに完璧に履行されたきいには、朝鮮半島に核兵器が存在しうる可能性は100パーセント封じられることになる⁽⁴⁾。まさに、南北朝鮮が世界に誇り得る「非核化の理想的なモデル」がこの「非核化共同宣言」なのである。

もちろん、この要求が1994年10月21日の米朝「合意枠組み」の範囲を超えるものであることを、われわれは忘れるわけにはゆかない。「合意枠組み」は、軽水炉完工との引換に核再処理施設を解体すると約しているからである⁽⁵⁾。しかし、日米韓3ヵ国は、北朝鮮の弾道ミサイル規制努力に端的にあらわれているように、すでに「合意枠組み」の取決めの範囲を超える要求をピョンヤンに突きつけ、その実現のための協議を進めようとしている。したがって、それらに加え今後改めて「非核化共同宣言」の完全履行を北朝鮮に迫ることに、躊躇する理由はとくに見当たるまい。

いずれにせよ、北朝鮮の「核ミサイル保有」を防ぐためには、「非核化共同宣言」の完全履行が最小限必要とされる措置であることを、われわれは今一度深く認識する必要がある。とくに、北朝

鮮の核兵器開発疑惑が、「高濃縮ウラニウム」(highly enriched uranium)を秘密裡に製造あるいは入手しようとしているのではないか、という点にまで及んでいることを考へるならば、「非核化共同宣言」の完全履行問題はより一段と大きな意味をもつことになる。

すでに、1997年2月に韓国に亡命した黃長燁(元朝鮮労働党秘書)が、北朝鮮はパキスタンから「高濃縮ウラニウム」を入手していたとしばしば証言しており、ピョンヤンが「兵器級プルトニウム」にとどまらず「高濃縮ウラニウム」にも触手をのばしていた可能性を、われわれは排除してしまうわけにはゆかない。そうであるが故に、北朝鮮が、今後自らの手で「高濃縮ウラニウム」を製造することを望み、ウラニウム濃縮施設の建設に取り組み始める可能性についてもまた、われわれは強い関心を向けるべきであろう。

ピョンヤンはけっして核兵器開発を諦めない——との仮定にたつと、自國で天然ウラニウムを産出する北朝鮮が「高濃縮ウラニウム」の製造にも積極的になることは、さほど不思議ではない。米朝「合意枠組み」のもとで公然と「兵器級プルトニウム」を抽出することを封じられた北朝鮮が、秘密裡に核兵器を開発するため「高濃縮ウラニウム」の製造に走ることは、たとえそれが高度な技術と膨大な費用を要することになるにせよ、ひとつの合理的な選択だと捉えられるからである。

以上の点を念頭に置くならば、日本としては、「非核化共同宣言」の完全履行を日朝国交正常化実現のいわば「前提条件」に位置づけるべきだと思われる。もちろん、ピョンヤンはそうした日本の要求に強く反発するはずだし、真剣に耳を傾けようとはしないかもしれない。しかし、いまや北朝鮮は日本にたいして直接的な軍事的脅威を及ぼす存在となっている。その脅威の除去に日朝正常化交渉の喫緊の目標を置くことは、当然である。北朝鮮が日本の「生存」を脅かしかねない存在でありつづけるかぎり、その相手と関係を正常化し、友好関係を結ぼうとする気運が生じるとは考えられないからである。

軍事的脅威を除去して日本の安全をより確固たるものにするところに、北朝鮮との国交正常化交

渉を進めるためのきわめて重大な理由があることを、われわれはあらためて確認し、そのうえで具体的な対北朝鮮政策の構築に務める必要があろう。

3. 「北東アジア核拡散防止地帯」の創設

いずれにせよ、朝鮮半島を完全な非核化へと導くために、周辺大国の役割と責任が今日ほど重要なことは、かつてなかったと言ってよい。南北朝鮮間に漸く首脳会談が実現したにも拘わらず、朝鮮半島の「非核化」が当事者間の真剣な考慮の対象とならなかったことを見ても、その点は明らかである。もとより、「非核化共同宣言」は、履行しようとしまいと南北朝鮮が「自主的」に判断するのならばそれでよい、といった類の「民族内の特殊な紳士協定」であるわけではない。それは、南北朝鮮が国際社会にたいして「非核化された朝鮮半島」の実現を公約した、きわめて厳重な意味を持つ宣言なのである。

しかも、1993年初夏の米朝高官協議の開始に伴い、「非核化共同宣言」履行の問題は、もはや南北朝鮮間の「ローカル・イシュー」ではなく、アメリカをも巻き込む「国際的イシュー」へと変化した。さらに、2000年春から日朝国交正常化交渉が如何に間歇的とはいえ開催されるようになったことにより、その「国際的イシュー」としての性格は一段と強くなっている。そうであればこそ、周辺大国は、朝鮮半島の非核化実現のため以前にも増して積極的に行動することを今や要請されている、と考える必要がある。

北朝鮮が（そして潜在的には韓国も）、核兵器保有を目指すと仮定するとき、その理由は主として、①自国の「安全」の確保、②相手側および周辺諸国にたいする「外交的レバレッジ」の獲得——に求められることになろう。国際社会が朝鮮半島の核武装化を阻止しようとするならば、前者については、南北双方の「安全」を少なくとも周辺大国が積極的に保障し、また後者にかんしては、南北双方が「外交的レバレッジ」としての核兵器保有に魅力を覚えないように、環境を整えることが必要となってくる。つまりは、南北朝鮮双方から、核兵器開発を正当化しうる「口実」を奪うこと

とが、きわめて重要なのである。

こうした条件を満たすために、すでに多くの提言があるように「北東アジア非核地帯」(Northeast Asia Nuclear-free Zone) の創設を目指すことは、十分検討に値しよう。もちろん、いかに冷戦が終焉し、米ロ間の核軍縮が本格化する時代を迎えたとはいえ、その域内では核兵器が完全に使用されることなく、かつ一切の配備も許されないという、純粹な意味での「非核地帯」をすぐさま構築しようと試みることは、現時点においては余りにも非現実的だと言わざるを得ない。

わたくしは、取り敢えず「北東アジア核拡散防止地帯」(Northeast Asia Nuclear Non-proliferation Zone) の構築を目指すことが現実だと考えている。つまり、域内の非核保有国は永遠に「核オプション」を放棄し、他方、ゾーン内の核保有国はそうした非核保有国にたいして核兵器攻撃はおこなわないと誓約するだけでなく、「核軍縮」にも積極的に取り組むことを約束するという、いわば完全な「非核地帯」に向かうなかでの「過渡的な措置」である。NPTと基本的性格を同じくするものであることから、わたくしは、それを「北東アジア核拡散防止地帯」と呼んでいる。

より具体的にいえば、非核保有国たる南北朝鮮と日本は、その「非核」の状況が完全に制度化されることを受け入れる。つまり、3カ国は、核兵器の「実験、使用、製造、生産、取得、受領、貯蔵、設置、配備ならびに所有」が一切禁止されることを受諾する。そして、南北朝鮮と日本は、IAEAのフルスコープの保障措置（特別査察を含む）はもとより、必要とあれば、締約国（核保有国を含む）の代表から構成される「協議委員会」の決定に基づく「特別査察」の発動も受け入れることにする。もちろん、その一方で3カ国の原子力平和利用は保証されねばならない。南北朝鮮は、「非核化共同宣言」によって核燃料再処理施設の保有を放棄しているので、再処理作業は日本が南北朝鮮の分も引き受けすることにする。

他方、核保有国たるアメリカ、中国、ロシアの3国は、朝鮮半島と日本にたいする「核兵器の使用または使用の威嚇」を完全に放棄し、また、ゾーン内における核配備を可能なかぎり避け、かつ

それと同時に全般的な核軍縮にも力を入れる。中国は、日本と韓国にたいする「アメリカの核の傘」を問題にするはずだが、しかし、北京がゾーン内における核配備を継続したいと望むかぎり説得力は乏しく、結局のところ「アメリカの核の傘」の存在を黙認する可能性が高いものと思われる。

いずれにせよ、上記のような措置を探ると、朝鮮半島は核保有国からの「核の脅威」を殆ど感じなくて済むし、また日本が核武装に向かうという懸念も、大いに解消されることになろう。朝鮮半島の非核化が完全に定着することになれば、日本が「核オプション」の保持を真剣に考慮する必要もまたなくなるからである。

さらに、この構想は中国を「核軍縮」の道に誘導するうえでも有効であろう。とりわけ、中国の核兵器搭載中距離弾道ミサイルを削減から廃棄へと導くために、「北東アジア核拡散防止地帯」の構築は大きな役割を果たし得るのではないか。朝鮮半島と日本の非核化を制度化するには、中国の中距離弾道ミサイルの削減・廃棄が不可欠である、とわれわれは強く迫ることが出来るからである。

今後かなり長きにわたり、中国は、自国の核兵器搭載大陸間弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイルの削減は米ロ両国のさらなる核軍縮を前提とする、という従来の主張をそう簡単には変化させないはずである。だが、中距離弾道ミサイルの削減・廃棄にかんしては話は別である。「北東アジア核拡散防止地帯」が現実のものとなるさいには、たとえ米ロ間の全般的核軍縮に目覚ましい進展が認められない状況下にあっても、中国はそれを真剣に検討する可能性が認められるものと思われる。

中国が中距離弾道ミサイルの完全廃棄に踏み切り、それを有効な手段を通じて検証し得る場合には「ミサイル防衛」の配備を日本は思い止まる一一という提案を、「北東アジア核拡散防止地帯」構想に絡めて中国側に打診することも一案かもしれない。

おわりに

以上の検討からも明らかなように、日韓両国が

「北東アジア核拡散防止地帯」創設のために一致協力することは、きわめて重要な意味をもつている。それは、北東アジアの平和と安定に、日韓両国が共同で貢献する具体的な例示をもたらすことになるからである。わたくしは、ワールドカップ共催の成功を機に、日韓両国がそうした新たな課題にたいしても、積極的に取り組み始めることが強く要請されていると考えている。

まず、そのための第一のステップとして、どのようにすれば「南北非核化共同宣言」を履行し得るのかという問題を、日韓両国のがいだで真剣に検討してみることが重要であろう。もとより、韓国は、南北間の約束事に日本が関わることを逡巡するかもしれないが、日本は北朝鮮にこの問題をめぐって影響力を及ぼし得る立場にある。十分考慮に値するアイディアであることは間違いない。

また、保障措置の対象を従来の核物質のみから核燃料サイクル開発にかんする研究活動全般にまで拡大した「IAEA 追加議定書」に、韓国が早急に署名しあつ発効させることを、日本は粘り強く懇意してゆく必要がある。それは、「朝鮮半島の非核化」にたいする韓国の真摯な姿勢を再確認させることになるだけでなく、彼らの対北朝鮮交渉ポジションの強化にも繋がる。韓国が消極的な態度を今後も採り続ければ、「非核化」にたいする熱意を疑われるだけである。日本は、「新たなパートナーシップ」という観点からも、率直なアドバイスをおこなうべきであろう。「忠言耳に逆らう」のは世の常だとはいえ、韓国に「朝鮮半島の非核化」達成への努力を促すことは、日韓安全保障対話の中核をなすと考えなくてはならない。

昨年、歴史教科書問題をめぐって日韓関係が悪化したことにより、1994年以降着実に積み上げられてきていた両国間の安全保障面での対話と交流は、一時的な頓挫を余儀なくされるにいたった。韓国側が拒んだからである。それは、日韓間に「重層的な関係」を構築することの難しさを改めて浮き彫りにすることにもなった。一旦歴史認識の問題をめぐって2国間関係が揺らぐと、地域的あるいはグローバルな問題にたいして、共同で取り組むことも困難になる。もっとも、われわれは手を拱いているわけにはゆかない。今年は、安全保

障対話と交流をふたたび堅実な軌道に乗せる必要にわれわれは迫られている。ワールドカップ共催の成功を、そうした分野での協力を推進するための貴重な機会として活用する叡智が、いま日韓両国に求められていると言えよう。

- (1) 本稿は、拙稿「ワールド・カップ共催後の新たな日韓協力」『東亜』第421号(2002年7月)を加筆訂正したものである。
- (2) 「日韓共同宣言——21世紀に向けた新たな日韓パー

トナーシップ」(東京、1998年10月8日)。以下の引用もすべてこれに拠る。

- (3) 「[付属書] 21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」(東京、1998年10月8日)。以下の引用もすべてこれに拠る。
- (4) 「朝鮮半島の非核化にかんする共同宣言」統一院『統一白書1992』(ソウル、統一院統一政策室、1992年)〔韓国文〕、487頁参照。
- (5) See *Agreed Framework between the Democratic People's Republic of Korea and the United States of America* (Geneva, October 21, 1994).